争入札の実施

都市計画事業の認可 公共測量の終了 公共測量の実施

新任航空機操縦士に対する教育訓練業務に係る一般競

(1)

告

示

毎週火・金曜日発行

平成十五年十一月七日 第

次

目

島根県立大学の学則の一部改正の届出

平成十五年十一月定例議会の招集

字の区域の廃止

土地改良区の役員の就任

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改 水

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の 一部改正

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の (建 築

住

宅

課

兀

公

告

一部改正

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請に係る縦覧

(環境生活総務課)

Д

角

地

対

策

課

五 Д

都 市 計 画 課 五

警 察 本 部 五

五二〇号

告

示

(金曜日) 島根県告示第九百四十四号

平成十五年十一月七日

項の規定により次のとおり告示する。

により島根県立大学学則が改正され、

島根県立大学条例施行規則 (平成十二年島根県規則第四十二号) 第十七条第一項の規定

島根県立大学学長から届出があったので、

同条第二

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

島根県知事

澄

田

信

義

第二条の表を次のように改める。

市 財 総総

町

政 務

課 課

課

村

整

備

産

課 課

 \equiv Ξ

| 八〇〇人 | | 総合政策学科 | 総合政策学部 |
|------|------|--------|--------|
| 収容定員 | 入学定員 | 学科 | 学部 |

附 則

Ξ

この学則は、 平成十六年四月一日から施行する。

島根県告示第九百四十五号

年十一月二十六日定例県議会を松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百一条第一項の規定に基づき、平成十五

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第九百四十六号

長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、 横田町

示する。

報

二 仁多郡横田町大字横田において字を廃止する区域

(ただし、右地番は、平成十五年九月十二日現在のものである。)

島

根

県

520号 (2) 一

平成十五年十一月七日

仁多郡横田町大字大呂において字を廃止する区域

| 八 滝 廻 ダ ノ カ 谷 城 | |
|--------------------------|---|
| 滝廻 | |
| 滝ノ谷 | |
| 廻 | |
| 1 | |
| 龍ノ駒梨子ノ | |
| | |
| 龍ノ駒奥左平 | |
| 平 | |
| 龍ノ駒本谷右 | |
| 向 | |
| 龍ノ駒焼山川 | |
| | |
| 藤次郎谷 | |
| 川向 | |
| 鍛冶屋床 | |
| 滝ノ谷尻 | |
| 龍ノ駒 | |
| 龍ノ駒鈩 | 大呂 |
| 字 | 大字 |
| | 龍 平 龍 向 龍 藤 川 鍛 滝 龍 龍 ノ ノ ノ 次 向 冶 ノ リ 別 駒 郎 屋 谷 駒 駒 字 |

島根県知事澄田信義 ---

三 仁多郡横田町大字大馬木において字を廃止する区域(ただし、右地番は、平成十五年九月十二日現在のものである。)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 大馬木 | 大字 |
|--------------|---------|----------|-----------------|-----------------|---------|---------------------------|----------------------------|----------|-----------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----|
| | | 真ナシ | 上真ナシ | 下モ真ナシ | 大峠大平 | | 五ノ籏 | 五ノ畑大平 | | 五ノ畑 | | | | | | | | 阿図馬 | 字 |
| 二八三の七、二八三の一〇 | | 二八二一の続一〇 | 二八二一の続八、二八二一の続九 | 二八二一の続六、二八二一の続七 | 二八二一の続五 | 一の二二まで、二八二一の二四から二八二一の二九まで | 二八二一の三、二八二一の四、二八二一の一四から二八二 | 二八二一の続一一 | 二一の四九、二八二一の七二、二八二一の七三 | 二八二一の三三、二八二一の三五、二八二一の四八、二八 | 二八二一の七四から二八二一の九二まで | 二八二一の六三、二八二一の六六から二八二一の七一まで、 | 八二一の五八から二八二一の六〇まで、二八二一の六二、 | 二一の五〇、二八二一の五四から二八二一の五六まで、二 | 三九まで、二八二一の四一から二八二一の四七まで、二八 | ○まで、二八二一の三二、二八二一の三六から二八二一の | ら二八二一の二〇まで、二八二一の二七から二八二一の三 | 二八二一の一から二八二一の一二まで、二八二一の一五か | 地番番 |

| 在する道路・水路である国有地の全部 | 及びこれらの区域に介在する道路・ | 及びこれ |
|----------------------------|------------------|------|
| から一三七三の内二〇四まで | | |
| 一三七三の一から一三七三の六六六まで、一三七三の内一 | 野呂 | 横田 |
| 地番 | 字 | 大字 |

別表中 年一・七パーセント以内 年一・七パーセント以内 年一・七パーセント以内 年一・七パーセント以内 年一・七パーセント以内 年一・七パーセント以内 年一・七パーセント以内 年一・ハパーセント以内

内

柳谷

|八|||の続四、

二八二二の続一〇

島根県知事

澄

田

信

義

を

年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・五パーセント以内 年一・六パー セント以内

に改める。

附 則

1 この告示は、平成十五年十一月七日から施行する

2

十五年十月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、 前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、 同日 平成

島根県告示第九百四十九号

澄

田

信

義

九号)の一部を次のように改正する。 島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱 (平成十三年島根県告示第二百六十

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「一・七パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

則

この告示は、平成十五年十一月七日から施行する。

平成十五年十月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適 用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、

による。

根 県 報 島 平成15年11月7日 第 1,520 号 (4) 물 島根県告示第九百五十号 次のとおり縦覧に供する。 変更の認証申請があったので、 表中 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に基づき定款の 島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値 (平成十三年島根県告示第百六十九 の一部を次のように改正し、平成十五年十一月七日から施行する。 平成十五年十一月七日 平成十五年十一月七日 Щ Щ 今 有 公 有 内 内 市 原 中層耐火構造三階建 中層耐火構造三階建 耐火構造二階建 中層耐火構造三階建 耐火構造二階建 中層耐火構造三階建 耐火構造二階建 耐火構造二階建 同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、 原 中層耐火構造三階建 島根県知事 告 平 成 平成二 平成元 平成一四 平成一三 平成一三 平成一三 平成一三 平成一四 — 匹 平成二 平成元 \circ 〇・九七 〇・九七 〇・九九 〇・九八 澄 九七 田 $\dot{\circ}$ 九八 信 を ľ に改める。 義 を の規定により公告する。 から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項 八 七 五 四 Ξ 六 項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長 脱皮する起業家の発掘・育成の牽引役として、地域経済を活性化し、活力あるまちづく ジネスチャンスの提供と人材育成などを行い、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 りに寄与することを目的とする。 平成十五年十一月七日 申請に係る特定非営利活動法人の名称 県政情報センター (県庁南庁舎一階) 縦覧場所 申請書を受理した日から二月間 縦覧期間 縦覧に供する書類 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 平成十五年十月二十八日 申請のあった年月日 特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所 この法人は、市場・生産ネットワークを活用し、地域の事業者等に対して、新たなビ 定款に記載された目的 簸川郡斐川町大字神氷二五三五番地十 特定非営利活動法人 ビジネスサポートひかわ 変更後の定款 長岡 秀治 企業化を目指す企業やベンチャー 島根県知事 島根県知事 澄 澄 田 田

企業に

信

義

信

義

| (5) | 平成 | 15年 | 11月 | 7 E | 3 | | | | 島 | | ŧ | 艮 | | 県 | 1 | | 報 | | | | | | 第 | 1,52 | 20 号 | | |
|--|-------------------------------|------------|---------------------------------------|--|---|--------|------------------------|-----------|-----------|----------------------------|--------------------|---------------------------------------|-----------|----------------|------------|------------------------|--|--|---|----------|---------------|--------------------|--------------------|--------------------------|--------|----------------|-----------------|
| 松江圏都市計画 (松江国際文化観光都市建設計画) 道路事業 一 都市計画事業の種類及び名称 | 島根県知事澄、田、信、義 | 平成十五年十一月七日 | 同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。 | の認可の告示 (平成十五年十月三十一日中国地方整備局告示第九十四号) があったので、 | 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十二条第一項の規定により、都市計画事業 | | | 出雲市今市町の一部 | 三 作業地域 | 平成十五年五月二十一日から平成十五年十月二十一日まで | 二 作業期間 | 公共測量 (出雲駅通り土地区画整理事業三、四級基準点測量、出来型確認測量) | 一一作業種類 | 島根県知事澄、田、信、義 | 平成十五年十一月七日 | 告する。 | 通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公 | 二項の規定により、次の公共測量は、平成十五年十月二十一日に終了した旨出雲市長から | 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 | | | 出雲市知井宮町から邇摩郡仁摩町大国町 | 三 作業地域 | 平成十五年十月八日から平成十六年三月三十一日まで | 二 作業期間 | 公共測量 (道路計画図作成) | 一作業種類 |
| □ 過去二年以内に、国又は地方公共団体が発注した本公告の委託業務と同様の業務を□ 島根県税について未納の徴収金がないものであること。 | ─ 地方自治法第百六十七条の四に該当しないものであること。 | 二 入札参加資格 | 入札説明会は実施しない。 | 田 その他 | 入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。 | 四 入札方法 | 平成十六年一月十九日から平成十六年一月三十日 | 三 委託期間 | 入札説明書による。 | □ 委託業務の仕様等 | 新任航空機操縦士に対する教育訓練業務 | (一) 入札の件名 | 一 委託業務の内容 | 島根県警察本部長 鎌 田 聡 | 平成十五年十一月七日 | 第百六十七条の六第一項の規定により公告する。 | 次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) | | | 使用の部分 なし | 収用の部分が松江市灘町地内 | 四 事業地 | 松江市東津田町(松江土木建築事務所) | 三事務所の所在地 | 島根県 | 二 施行者の名称 | 三・四・十四号松江停車場白潟線 |

根 県

報

 (\Box)

第 1,520 号

(6)

入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中である

六

落札者の決定方法

六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第

七

詳細は入札説明書による。

をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、

最低価格

ものでないこと。

入札書の提出場所等

(--)入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇 八五一〇 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (〇八五二) 二六 〇一一〇 内線二二三五~二二三六

入札説明書の交付期間及び方法

の場所において交付する。 平成十五年十一月七日から十一月二十五日までの間 (土日・休日を除く)、上記((交付時間は午前九時から午後五時までとする。

 (\equiv) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年十一月二十八日 金) 十三時三十分

場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

その他

兀

契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

島

 (\Box)

入札保証金

支出予定相当額の一〇〇分の五以上を納付すること。 ただし島根県会計規則 (昭和

三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

契約保証金

 (\equiv)

支出予定相当額の一〇〇分の一〇以上を納付すること。ただし島根県会計規則第六

十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(四) 入札者に要求される事項

平成15年11月7日

ア 平成十五年十一月二十六日十二時までに、 「入札にあたり提出する書類」を提出

すること。

「入札にあたり提出する書類」については、 入札説明書による

五 入札の無効

平成十五年十一

一月七日発行 一月七日印刷

発行者 島

印発 行 刷所 松松 江市学園 祖江市 殿 南町 松島 陽根 印 刷県 所庁

> 定価 箇月 金二千四百二十円 (送料共)

県

根